

マイナンバーカードに関する休日窓口を開設します

ページ番号
1003311

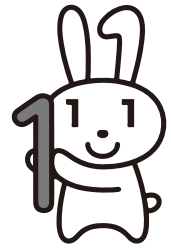
【マイナンバーカードの申請、受け取り、電子証明書の更新】

マイナンバーカードの申請、受け取り、電子証明書更新などの手続きについて、下記の日程で休日窓口を開設します。**休日窓口は完全予約制**で、平日の8時30分から17時15分まで電話にて予約を受け付けします。

●5月の開設日

開設日 5月10日(日) 受付時間 9時～11時45分 受付場所 住民環境課窓口
※予約制ではありますが、手続きには1人あたり15分ほど時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

- 持ち物 <カードの申請> 個人番号カード交付申請書(お持ちの人のみ)、通知カード、本人確認書類
- <カードの受け取り> 交付通知書(はがき)、通知カード、住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(お持ちの人のみ)、本人確認書類
- <電子証明書更新、暗証番号再設定> マイナンバーカード



【マイナンバーカードに関する手続きについて】

※必ず本人が窓口にお越しください。

なお、15歳未満の人または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※マイナンバーカードの申請や受け取り時に暗証番号を記入していただきます。事前に暗証番号(英数字6桁以上16桁以内および数字4桁)を決めておいてください。

【マイナンバーカードの申請について】

スマートフォンやパソコンなどを使って、既に送付されている個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取り、マイナンバーカードオンライン申請サイトにアクセスし、メールアドレスや顔写真などの必要事項を登録することでマイナンバーカードの交付申請をすることができます。詳しくは「QRコード付き交付申請書でマイナンバーカードをつくろう!」<https://www.kojinbangou-card.go.jp>をご覧ください。

今回の休日窓口開設日は6月14日(日)です。※予約は5月11日(月)8時30分から受け付けします。

システムのメンテナンスなどで日時が変更になる場合があります。町ホームページでご確認ください。

☎ 住民環境課 ☎32-1104

国民年金保険料の免除・納付猶予期間がある人へ ～追納制度～

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた人が、その後、経済的に納付が可能となったときなどに、本人の申し出により、免除や猶予された保険料の全部または一部を納付することで、将来の老齢基礎年金の年金額を増やすことができる追納制度が設けられています。追納した保険料は、社会保険料控除の対象となります。

追納が承認された月の前10年以内の免除等期間について追納が可能です。免除・納付猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

ただし、一部免除を受けた期間は、納付すべき一部保険料が納付されていなければ追納することはできません。

☎ 大垣年金事務所 ☎78-5166
住民環境課 ☎32-1104

電波のルールは必ず守りましょう

6月1日～10日は電波利用環境保護周知啓発強化期間です

- ◆電波の利用には、原則、免許が必要です。
 - ◆無線機器の使用には「技適マーク」の確認をしましょう。
 - ◆外国規格の無線機器は国内では使用できません。
- ご不明な点は下記までお問い合わせください。

☎ 総務省東海総合通信局

不法無線局の相談(☎052-971-9107) テレビなどの受信障害の相談(☎052-971-9648)



【技適マーク】